

平成 25 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 24 年度実績 兼 平成 25 年度以降に係る計画)

【1枚目】

事業コード	52520001	部・課・係名等	コード1	02010101	政策体系上の位置付け	コード2	525002	予算科目	コード3	001030107
事務事業名	国民年金事務	部名等		民生部	政策の柱	基3	健やかで笑顔あふれるまちづくり	会計		一般会計
予算書の事業名	国民年金事務	課名等		市民課	政策名	2	健康で安心して暮らせる社会の構築	款		3. 民生費
事業期間	開始年度	昭和34年度	終了年度	当面継続	業務分類		5. 社会保障制度の適切な運営	項		1. 社会福祉費
実施計画(H25～H27)への記載	無	実施計画(H26～H28)における区分		実施計画書に記載しない	係名等		市民係②	目		7. 国民年金費
実施方法	○ 1. 指定管理者代行	○ 2. アウトソーシング	○ 3. 負担金・補助金	● 4. 市直営	記入者氏名		武隈 真穂			
					電話番号		0765-23-1012			
								基本事業名		国民年金制度の周知・啓発

事業概要（どのような事業か）				◆実施計画への記載予定事業内容		単位	上段・計画：下段・実績		計画			
対象	手段	意図	その結果	H26	① 被保険者（強制、任意、3号）		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
				H27			7,500	7,500	7,000	7,000	7,000	7,000
				H28			7,205	6,936	11,500	11,500	11,500	11,500
国民年金制度は、老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的に、国民の老齢、障害又は死亡に関して必要な給付を行う制度である。				② 老齢福祉年金、基礎年金等受給者	人 <td>11,500</td> <td>11,500</td> <td>11,500</td> <td>11,500</td> <td>11,500</td> <td>11,500</td>	11,500	11,500	11,500	11,500	11,500	11,500	
法定受託事務として、資格関係届出の受理・審査、住民異動届に伴う異動処理、各種年金請求の手続きの受理・審査、老齢福祉年金諸届けの受理・審査、国民年金に関する広報及び相談、管轄の年金事務所への送付や制度運営上必要な協力・連携を行っている。				③								
＜この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など＞				活動指標	① 各種届出受付件数	件	1,750	1,750	1,700	1,700	1,700	1,700
被保険者（1号、3号、任意）						件	1,624	1,534				
老齢福祉年金、基礎年金等受給者						件	180	180	180	180	180	180
						件	206	181				
＜平成24年度における事業見直しの有無＞				成果指標	② 年金裁定請求等受付件数	件	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
見直し無						件	963	1,118				
＜平成25年度の主な活動内容＞						件	100	100	100	100	100	100
第1号被保険者の資格取得・喪失等の各種届出受理及び住民異動届に係る国民年金異動処理並びに国民年金制度の普及・啓発。1号期間のみ有する者の未支給、障害、死亡一時金等年金請求手続き。保険料免除申請書の受付及び所得情報の確認。保険料未納者対策に関する所得情報の提供。その他年金手続全般に関する相談						件	100	100				
＜この事務事業によって、対象をどのように変えるのか＞				③ 保険料免除申請受付件数	① 適切に事務処理できた割合	%	100	100	100	100	100	100
対象となる1号被保険者（農林漁業従事者、自営業者、学生、一般的退職者）を現実把握し、その資格について、住所要件、年齢要件、生活維持要件などを満たしているか確認し、正確に適用する。						%	100	100				
						%						
						%						
＜施策の目指すがた＞				②	③		↑ 成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入					
すべての市民が、健康で文化的な生活を送っています。												
◆この事務事業開始のきっかけとこれまでの事務事業見直しの経緯				費 目		実績		計画				
昭和34年4月に国民年金法が成立。他の既存年金制度との通算調整が行われ、昭和36年4月より、国民皆年金が制度化される。老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的に、国民の老齢、障害又は死亡に関して必要な給付を行う制度である。				財源内訳		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）				(1) 国・県支出金		620	938	1,703	1,000	1,000	1,000	
				(2) 地方債		0	0	0	0	0	0	
				(3) その他(使用料・手数料等)		0	0	0	0	0	0	
				(4) 一般財源		0	0	0	0	0	0	
地方分権一法が平成12年度から段階的に施行され、機関委任事務から法定受託事務へと大幅な見直しが行われた。平成14年からは、保険料徴収も国が直接徴収することとなる。現在は、資格関係届出の受理・審査、住民異動届に伴う異動処理、各種年金請求手続きの受理・審査、保険料免除申請書の受理・審査、老齢福祉年金諸届の受理・審査、国民年金に関する広報及び相談、管轄の年金事務所への送付や制度運営上必要な協力・連携を行っている。平成18年10月から、住民基本台帳ネットワークを利用し、住民票コード収録者については受給者の現況届の提出が省略された。				予算(決算)額(1)～(4)の合計		620	938	1,703	1,000	1,000	1,000	
◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入）				(1) 需用費		495	462	490	470	470	470	
市民から制度が度々変更されるので判りにくいとの意見有り。				(2) 委託料		0	331	1,103	0	0	0	
◆県内他市の実施状況				(3) 工事請負費		0	0	0	0	0	0	
				(4) 負担金補助及び交付金		0	0	0	0	0	0	
				(5) その他		125	145	110	110	110	110	
				A. 予算(決算)額(1)～(5)の合計		620	938	1,703	580	580	580	
○ 把握している				①事務事業に携わる正規職員数		3	3	3	3	3	3	
● 把握していない				②事務事業の年間所要時間		2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	
◆市民と行政の協働状況				B. 人件費(②×人件費単価/千円)		11,274	11,437	11,440	11,440	11,440	11,440	
○ 協働している				事務事業に係る総費用(A+B)		11,894	12,375	13,143	12,020	12,020	12,020	
○ 協働可能だが未実施				(参考) 人件費単価		4,336	4,399	4,400	4,400	4,400	4,400	
● 協働になじまない												

【目的妥当性の評価】

1. 基本事業との直結度 (事務事業の意図が基本事業の意図にどのくらい直結しているか、その理由も記載)			
☒ 直結度大 ☐ 直結度中 ☐ 直結度小	説明	社会保障制度の充実、安心して健やかに暮らせるまちづくりに直結する。	
2. 市の関与の妥当性 (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)			
☒ 法令などにより市による実施が義務付けられている ☐ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) なため、市による実施が妥当 ☐ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ☐ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当 ☐ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当			
根拠法令等を記入	国民年金法 (昭和34年法律第141号)	事務の区分	法定受託事務
3. 目的見直しの余地 (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合その理由と内容を説明、できない理由も説明)			
なし	説明	現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地はない。	

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明、できない理由も説明) ※成果指標の計画と実績との比較に基づき記入			
なし	説明	成果実績	中位
成果向上の余地なし			
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明、できない理由も説明)			
なし	説明	連携することで、今より効果が高まる可能性があるほかの事業はない。	

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)			
なし	説明	法定受託事務であり、年金事務所と連携して取り組むべきもの。	
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)			
なし	説明	窓口サービスの質を低下させないためにも人員削減は難しい。	

【公平性の評価】

8. 受益機会の適正化の余地 (受益の機会が偏っていて不公平でないか)			
なし	説明	比較すべき項目はない。	
9. 受益者負担の適正化の余地 (県内他市と比較し、適正な水準か)			
対象外	説明	比較すべき項目はない。	

★ 評価結果の総括と今後の方向性			
(1) 評価結果の総括			
① 目的妥当性	☒ 適切	☐ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性	☒ 適切	☐ 成果向上の余地あり	
③ 効率性	☒ 適切	☐ コスト削減の余地あり	
④ 公平性	☒ 適切	☐ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2) 今後の事務事業の方向性			
☒ 現状のまま (又は計画どおり) 継続実施		年度	
☐ 終了 ☐ 廃止 ☐ 休止			
☐ 他の事務事業と統合又は連携 ☐ 目的見直し ☐ 事務事業のやり方改善			

★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)			コストと成果の方向性
実施予定時期	平成26年度	法定受託事務であり、年金事務所と連携し、事業継続	コストの方向性
	中・長期的 (～5年間)	法定受託事務であり、年金事務所と連携し、事業継続	成果の方向性
			維持
			維持

★一次評価 (課長総括評価)	
法定受託事務であり全国統一の制度であり継続	二次評価の要否
	不要

★二次評価 (経営戦略会議・部会)	